

対策5 子供と孫に毎年贈与する

相続財産を計画的に継続して少なくする

対策の目的

同じ金額で比較しますと贈与税は相続税よりかなり重い税金ですが、贈与は相続と違って「何回でもできる」という特色があります。

したがって、毎年少しずつ、できるだけ多くの人に贈与をしますと、かなりの節税になります。

なお、相続開始前3年以内に贈与したものは、相続財産として相続税の課税対象となりますので、できるだけ早い段階から実行すべきです(この場合、既に納めた贈与税は相続税から控除できます。これを「贈与税額控除」と言います)。

ただし、相続人以外の人(例えば孫など)に贈与した場合には、この規定の対象外となります。

対策の内容

区 分		人数	贈与対象者	1人当り年間贈与金額	年間贈与金額合計	贈与期間	合計贈与金額	
贈与対象者	相続人	配偶者	1人	0人	0千円	0千円	0年	0千円
		子供	2人	2人	2,000千円	4,000千円	10年	40,000千円
	相続人以外	養子	2人	0人	0千円	0千円	0年	0千円
		孫	2人	2人	1,500千円	3,000千円	10年	30,000千円
合 計							70,000千円	

将来の相続財産を少なくできるからです。相続財産がなければ、相続税は納税する必要はありません。

<コメント>

贈与は相続対策の基本ですが、どの程度の金額を贈与すべきかは所有する財産の額によって異なります。

通常は相続税の半分程度の贈与税率になるように贈与金額を決めているケースが多いようです。

贈与税は贈与した時点で支払うこと(貨幣価値が異なること)、相続税の税率は将来軽減される可能性があることがその理由です。